

# 宮津市公報

平成24年7月2日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目 次

### 条 例

- 17 宮津市市税条例の一部を改正する条例 ..... 1  
18 宮津市印鑑条例の一部を改正する条例 ..... 1  
19 老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 ..... 2

### 規 則

- 18 宮津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 3  
19 老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 3  
20 宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3  
21 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 4  
22 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則 ..... 5

### 告 示

- 121 宮津市公印の電子印の作成 ..... 6  
122 地縁による団体の認可 ..... 6  
123 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託の訂正 ... 7  
124 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物  
処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の代表者の変更 ..... 7  
125 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 ..... 7  
126 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任に関する告示の一部を改正する告示 ... 8  
127 宮津市健康広場交付金交付要綱 ..... 8  
128 宮津市在日外国人等高齢者給付金支給要綱等の一部を改正する要綱 ..... 9  
129 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 10

### 公 告

- 24 宮津市の公共施設に設置する自動販売機の設置事業者の公募 ..... 11  
25 平成23年度中山間地域等直接支払制度の実施状況 ..... 16

### 水 道 企 業

#### 《規 程》

- 2 宮津市指定給水装置工事業者に関する規程の一部を改正する規程 ..... 19

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 12 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 19

**選挙管理委員会**

**《告示》**

- 9 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 ..... 19
- 10 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 ..... 20
- 11 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 ..... 20
- 12 京都海区漁業調整委員会委員選挙における指定投票区の指定等 ..... 20

**農業委員会**

**《告示》**

- 6 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 20

## 条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第17号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の3を附則第6条の4とし、附則第6条の2の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第6条の3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6条の3の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

\* \* \*

宮津市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第18号

宮津市印鑑条例の一部を改正する条例

宮津市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」を削り、「本市に記録又は登録されているもの」を「本市の住民基本台帳に記録されている者」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって本人の写真が貼付されたもの

第5条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（登録印鑑）

第5条 登録できる印鑑は、1人につき1個とする。

2 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの

(4) ゴム印その他印鑑の形態が変化しやすいもの

(5) 印影を鮮明に表しにくいもの

(6) その他市長が不相当と認めるもの

3 市長は、前項（第1号及び第2号に限る。）の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録

を受けようとする場合には、当該印鑑を登録するものとする。

第6条を削る。

第7条の見出しを「(印鑑登録票)」に改め、同条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、「記載した」を削り、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項第4号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条第2項中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に、「することができる」を「するものとする」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条(見出しを含む。)中「まっ消」を「抹消」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「氏又は名」を「氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)」に、「第6条第1号」を「第5条第2項第1号及び第2号」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得したときを除く。)

第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第1項中「次に」を「第6条第1項第3号から第7号までに」に改め、同項各号を削り、同条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条第1項中「第4条、第9条、第10条、第11条第1項及び第12条」を「第3条、第8条、第9条、第10条第1項及び第11条」に改め、同条第2項中「第16条」を「第15条」に改め、同条を第18条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

\* \* \*

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

#### 宮津市条例第19号

##### 老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

老人医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「指定訪問看護及び」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 次のいずれにも該当する者

ア 前年(1月から7月までの間に受けた医療に係る老人医療費については、前々年とする。以下同じ。)の所得税を課されていない者(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されない者を含む。イにおいて同じ。)

イ その属する世帯の生計を主として維持する者が前年の所得税を課されていない者

第2条第2項中「から保険薬局及び薬局を除いたもの」を削る。

第3条中「又は健康保険法」を「、健康保険法」に、「算定した額とする」を「算定した額又は健康保険法第88条第4項及び法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定めるところにより算定した額とする」に改める。

第5条第1項中「保険薬局」の次に「、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。ただし、第2条第1項第4号及び同条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の老人医療費の支給に関する条例の規定(第2条第1項第4号及び同条第2項の規定を除く。)は、平成24年9月1日以後に受けた医療に係る老人医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る老人医療費の支給については、なお従前の例による。

規 則

宮津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第18号

宮津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市印鑑条例施行規則(昭和51年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「住所、氏名、出生の年月日及び男女の別を、」を「条例第6条第1項第3号から第7号までに掲げる事項を」に改め、「又は外国人登録原票」を削り、「うえ」を「上」に改める。

第3条中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第5条中「第9条」を「第8条」に、「うえ」を「上」に改める。

第6条中「第16条」を「第15条」に、「うえ」を「上」に改める。

第9条中「次の各号」を「次」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

\* \* \*

老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第19号

老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

老人医療費の支給に関する条例施行規則(昭和58年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号中「であって、一の医療機関(条例第2条第2項に規定する医療機関をいう。)による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として別に定めるもの」を削る。

第7条第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第20号

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則の一部を改正する規則

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

\* \* \*

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第21号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「傷害」を「障害」に改める。

別表第2第7級の項第12号中「女子の外<sup>ぼう</sup>貌」を「外貌」に改め、同表第9級の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第2第12級の項第14号中「男子の外<sup>ぼう</sup>貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第15号を削り、同表第14級の項第10号を削る。

別表第4常時介護を要する状態の項中「104,730円」を「104,290円」に、「56,790円」を「56,600円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,370円」を「52,150円」に、「28,400円」を「28,300円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成23年2月15日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、適用日前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に適用日前に変更があったときに存した障害に係る別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

3 非常勤消防団員等が適用日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合（適用日以後に条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第12条第4項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至ったときを除く。）又は適用日前に条例第16条第2号に該当することとなった場合における当該非常勤消防団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

4 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から適用日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）については、附則第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から、改正後の別表第2の規定を適用する。

- 5 非常勤消防団員等が平成22年6月10日から適用日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において条例第16条第2号に該当することとなった場合であって、当該非常勤消防団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害(改正前の別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。)又は当該期間において条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害(改正前の別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。)の状態の評価については、附則第3項の規定にかかわらず、それぞれ当該非常勤消防団員等が死亡した日又は当該変更があった日から改正後の別表第2の規定を適用する。
- 6 改正後の別表第4の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

#### 宮津市規則第22号

##### 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則(平成10年規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「第1項第1号及び第2項」を削り、「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2中「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)」を「、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に改め、同表備考2(1)及び備考2(2)を次のように改める。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

別表第2備考1中「第314条の7」の次に「、第314条の8」を加え、「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2中「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」を「、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に改め、同表備考2(1)及び備考2(2)を次のように改める。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の規定中保育料に関する部分は、平成24年度以後の保育の実施に係る分から適用する。

**告 示**

宮津市告示第121号

宮津市公印のうち市長印及び市長職務代理人印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成24年6月8日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
< 略 >	市長印 市長名をもって発する文書 （法人市民税更生・決定通知書） （法人市民税還付・充当通知書） （法人市民税督促状兼京都地方税機構への移管通知書） （法人市民税公示送達書） （法人市民税徴収猶予決定通知書） （法人市民税徴収猶予却下通知書） （法人市民税債権現在額申立書）	平成24年7月1日
< 略 >	市長職務代理人印 市長職務代理人名をもって発する文書 （法人市民税更生・決定通知書） （法人市民税還付・充当通知書） （法人市民税督促状兼京都地方税機構への移管通知書） （法人市民税公示送達書） （法人市民税徴収猶予決定通知書） （法人市民税徴収猶予却下通知書） （法人市民税債権現在額申立書）	平成24年7月1日

\* \* \*

宮津市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成24年6月11日

宮津市長 井 上 正 嗣

認可を行った地縁による団体

- 1 名 称 旭が丘自治会
- 2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 各種団体との連絡調整
- (5) 本会の目的に沿う区域内各種団体への必要な助成
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

- 3 区 域



## 次に掲げる区域

- (1) 宮津市字宮村小字旭が丘58番地の1から59番地の4まで、214番地の1から215番地の18まで、772番地の2から776番地の1まで及び1318番地から1411番地までの区域
- (2) 宮津市字獵師小字左惣谷218番地の1から小字左惣220番地の4までの区域
- 4 主たる事務所の所在地 <以下揭示済>
- 5 代表者の氏名及び住所  
氏名 三野 仁  
住所 <以下揭示済>
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 規約に定める解散の事由  
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日 平成24年6月11日

\* \* \*

## 宮津市告示第123号

平成24年4月1日付け宮津市告示第71号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。  
平成24年6月11日

宮津市長 井上正嗣

## 記

## 訂正する内容

宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の一覧表から、次の者を削除する。

住所 宮津市字住吉1812番地  
氏名 株式会社竹縄

\* \* \*

## 宮津市告示第124号

平成24年4月1日付け宮津市告示第71号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、代表者の変更の届出があったので次のとおり告示する。

平成24年6月11日

宮津市長 井上正嗣

## 記

## 1 変更事項

## 委託者の氏名

変更前 株式会社コメリ コメリハード&amp;グリーン岩滝店 店長 吉井秀和

変更後 株式会社コメリ コメリハード&amp;グリーン岩滝店 店長 池野純友

## 2 変更日

平成24年5月23日

\* \* \*

## 宮津市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

## 記

- 1 地縁による団体名 中村自治会  
2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 和田野 勝

3 変更年月日 平成24年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。  
平成24年6月21日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

宮津市告示第126号

平成19年4月1日付け宮津市告示第45号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成24年6月22日

宮津市長 井上正嗣

1 変更した内容

	設置室	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	企画総務室	出納管理室 会計係長	企画総務室に所属する職員	行政文書コピー使用料相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納
変更後	企画総務室	出納管理室 会計係長	企画総務室に所属する職員	行政文書コピー使用料相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 一般廃棄物処理手数料(大型ごみ処理手数料)の収納

2 変更年月日 平成24年6月22日

\* \* \*

宮津市告示第127号

宮津市健康広場交付金交付要綱を次のように定める。

平成24年6月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市健康広場交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、歩くことを中心とした健康づくり運動を推進し、市民の健康寿命の延伸を図るため、地域住民により設置される健康広場に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において健康広場の事業等運営に充てる交付金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「健康広場」とは、次の各号のいずれにも該当する団体であって、あらかじめ宮津市健康広場設立届出書を市長に提出したものとする。

(1) 地域における健康づくり運動の推進活動について、協議、企画立案、運営等を行うものである

こと。

(2) 一又は複数の自治会の区域を対象としていること。

(3) 前号の区域の地区公民館職員、宮津市健康づくり運動推進リーダー等を中心として構成されたものであること。

2 健康広場は、その届出事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

( 交付金充当経費及び交付金の額 )

第3条 交付金を充当できる経費は、別表に掲げる経費とし、交付金の額は、1健康広場当たり単年度ごとに10万円を限度とする。

( 交付申請等 )

第4条 交付金の交付を受けようとする健康広場は、宮津市健康広場交付金交付申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定するとともに、当該健康広場に通知するものとする。

( 交付時期 )

第5条 交付金は、交付決定後、当該健康広場の請求に基づき交付するものとする。

( 精算報告 )

第6条 交付金の交付を受けた健康広場は、当該交付金を受けた会計年度の3月末日までに、宮津市健康広場交付金精算報告書(以下「報告書」という。)に市長の必要とする書類を添えて提出しなければならない。

( 交付決定の取消等 )

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により、交付の決定又は交付金の交付を受けた健康広場があるときは、当該交付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

( 剰余金の返還 )

第8条 健康広場は、報告書において交付金に剰余金が生じた場合は、当該剰余金の全額を市長に返還しなければならない。

( その他 )

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市健康広場設立届出書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日以後の健康広場の事業等運営経費について適用する。

別表(第3条関係)

区 分
報償費(健康広場に属さない者に支弁するものに限る。)、旅費(健康広場に属さない者に支弁するもの又は先進地視察に係るものに限る。)、消耗品費、燃料費、食糧費(講座等の講師(健康広場に属さない者に限る。))に支弁する食事等費用、イベント等参加者に支弁する飲料水等費用又は会議等での小額な茶菓等費用に限る。)、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費その他健康広場の事業等を運営する上で直接的に必要な経費

\* \* \*

宮津市告示第128号

宮津市在日外国人等高齢者給付金支給要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市在日外国人等高齢者給付金支給要綱等の一部を改正する要綱

(宮津市在日外国人等高齢者給付金支給要綱の一部改正)

第1条 宮津市在日外国人等高齢者給付金支給要綱(平成16年告示第128号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 外国人 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する外国人住民をいう。

第3条中「本市において外国人登録(外国人登録法に基づく登録をいう。以下同じ。)をしている外国人又は本市に住民登録(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳への記載をいう。)をしている外国人であった者」を「住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同条第2号中「外国人登録」の次に「(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく登録をいう。)」を加える。

(宮津市在日外国人等重度障害者給付金支給要綱の一部改正)

第2条 宮津市在日外国人等重度障害者給付金支給要綱(平成5年告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 外国人 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する外国人住民をいう。

第3条中「本市において外国人登録(外国人登録法に基づく登録をいう。以下同じ。)をしている外国人又は本市に住民登録(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳への記載をいう。)をしている外国人であった者」を「住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同条第1号中「外国人登録」の次に「(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく登録をいう。)」を加える。

(宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱の一部改正)

第3条 宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱(平成23年告示第38号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号及び第9条第2号中「(日本国籍を有しない者であるときは、外国人登録原票記載事項証明書)」を削る。

(宮津市定住支援空き家改修事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 宮津市定住支援空き家改修事業補助金交付要綱(平成24年告示第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「本市に住民登録等(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき、本市に記録又は登録されることをいう。)がなされ」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録され」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第129号

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年6月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱(昭和58年告示第33号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(対象者証の有効期間)

第9条 対象者証の有効期間は、毎年8月1日から翌年（始期が1月から7月までの間である場合にあっては、当該年）の7月31日までとし、当該期間中における事由別の始期及び終期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 始期

ア 第2条の各号のいずれかに該当する者が後期高齢者医療の被保険者の資格を取得することにより健康管理費受給資格を取得した場合 当該受給資格を取得した日

イ 後期高齢者医療の被保険者が第2条の各号のいずれかに該当することにより健康管理費受給資格を取得した場合 当該受給資格を取得した日の属する月の翌月（取得した日が月の初日であるときは、当該月）の初日

ウ 転入 宮津市に住所を有することとなった日

(2) 終期

ア 健康管理費受給資格を欠くに至った場合 当該受給資格を欠くに至った日の前日

イ 死亡 死亡した日

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

**公 告**

宮津市公告第24号

宮津市の公共施設に設置する自動販売機の設置事業者を公募による入札によって選定することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告します。

平成24年6月4日

宮津市長 井上正嗣

1 入札物件

物件番号	設置施設	設置場所	所在地	設置場所の寸法 上段:幅 下段:奥行	設置可能台数	最低年額 使用料	販売品目 1 (1) 参照	回収ボックス	担当部署
1	宮津市役所	別館3階 産業振興室前	本町789	1.30m以内 0.80m以内	1台	24,000円	a又はb	不要	管財契約係 (0772-45-1611)
2	中央公民館	3階北側	鶴賀2164	1.30m以内 0.80m以内	1台	24,000円	a又はb	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
3	栗田地区公民館	1階玄関	上司1345	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
4	由良地区公民館	屋外	由良 1289-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
5	吉津地区公民館	屋外	須津1031	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
6	府中地区公民館	屋外	中野678	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
7	養老地区公民館	屋外	岩ヶ鼻38	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)
8	日ヶ谷地区公民館	屋外	日ヶ谷 5126	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	a	必要	社会教育係 (0772-45-1642)

(1) 販売品目

a お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式容器又はお茶、コーヒー、紅茶、ジュース類等の紙パック容器

b お茶、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の紙コップ容器

- (2) 物件番号1の宮津市役所は、宮津市の休日等を定める条例に規定されている日が閉庁日です。
- (3) 物件番号2の中央公民館の開館時間等は、みやづ歴史の館条例施行規則に規定されています。
- (4) 物件番号3の栗田地区公民館の開館時間は平日午前10:00～12:00、午後1:00～3:00及び各種団体の公民館使用時となります。
- (5) 物件番号1及び2に紙コップ容器の自動販売機を設置する際に水道工事(工事費用設置者負担)が必要な場合は、宮津市指定給水装置工事業業者で工事すること(撤去工事を実施する場合も同じ。)。また、上下水道使用料相当額が別途必要です。
- (6) 設置場所の寸法には、原則、放熱スペース等を含みます(回収ボックスのスペースは含みません。)
- (7) 設置可能台数を超える台数の設置はできません。
- (8) 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充及びメンテナンスのための扉開閉並びに通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
- (9) 複数の物件に応募することも可能です。

## 2 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札することができます。

- (1) 市内業者(宮津市内に営業所を有する者)又は宮津市民であること。
- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - イ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類を提出する時に市税を滞納している者
  - ウ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - エ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
  - オ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - カ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過したものを含む。)であること。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 設置事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - カ アからオのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のアからカまでのいずれにも該当しないもの(アからカまでのいずれかに該当する又は該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過したものを含む。)であること。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの」をいう。
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 上記2(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。)でないこと。
- 3 入札条件等
- (1) 使用料等
- ア 使用許可の期間
- 使用許可の期間は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までとします。ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと宮津市が判断する場合は、当初の入札条件を変更しないことを前提として、当初許可から2年を限度に、使用許可の更新を行います。なお、許可期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。
- イ 使用料
- (ア) 物件ごとに設置事業者として決定した者が入札した価格をもって年額使用料とします。
- (イ) 使用料は、市長が発行する納入通知書により指定した期日までに全額納入してください。
- ウ その他必要経費等
- 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーター設置費等含む。)、維持管理等に係る一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額を設置事業者の負担とし、市長が発行する納入通知書により指定した期日までに全額納入してください。
- エ 設置条件
- 自動販売機は、物件番号ごとの自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置してください。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止対策も併せて行ってください。
- 原則、電力等使用量計測用子メーターの設置を条件としますが、他の手段により当該使用料が把握できる場合は設置を必要としない場合もありますので、各担当部署にお問い合わせください。
- (2) 使用上の制限
- 使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。
- ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を市長が指定する期限までに確実に納付すること。
- イ 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと(該当の場合のみ)。なお、自動販売機の設置に当たり、新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。
- ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- エ 販売品の納入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当該施設管理者の指示に従うこと。
- オ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機(エコ・ベンダー等)や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、閉庁時間や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とするように努めること。また、設置に当たっては、コンセント口ひとつに対して、差込プラグをひとつとすること。
- カ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップの容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- キ 販売価格については、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと(個別に販売価格の条件がある場合は、当該金額を上回る価格で販売しないこと。)
- ク 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて施設管理者と協議し、その指示に従うこと。
- ケ 災害対応型自動販売機は、災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができる機器とするこ

と。また、災害時に宮津市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。

コ その他施設管理者が定める事項

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式8）を宮津市に提出すること。

イ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

ウ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 盗難事故や破損事故等による損害は、宮津市の責によることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。

オ 原則として自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水等の容器（缶、びん、ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

カ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

(4) 使用許可の取消し

ア 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。

（ア）許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合

（イ）宮津市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

（ウ）使用許可の条件に違反する行為があると認める場合

（エ）設置事業者が入札参加資格を失った場合

（オ）設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

イ 上記ア（ウ）から（オ）までの場合、既に納めた使用料は還付しません。

ウ 上記ア（ウ）又は（オ）の場合、取消しのあった日から2年間宮津市が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができないものとします。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに宮津市に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は還付しません。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状回復してください。また、上記3（4）により許可が取り消された場合や、上記3（5）により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を宮津市に請求することができません。

4 入札申込方法等

(1) 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをしてください。

申込受付期間：平成24年6月5日（火）～平成24年6月18日（月）必着

受付場所及び送付先：〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1

宮津市財務室管財契約係（本館3階）

持参される場合の受付時間は、平日午前9時～午後5時までとします。

郵送による申込みの場合は、簡易書留又は書留で郵送してください。（普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは受け付けられませんのでご注意ください。）

申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

電話、ファックス又はインターネットによる申込みはできません。



## (2) 申込みに必要な書類

- a 入札申込書（様式1）
- b 申込物件チェックリスト（様式2）
- c 誓約書（様式3）
- d 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）  
入札申込日から3か月以内に発行されたものに限ります（コピー可）。
- e 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し
- f 販売品目等一覧表（様式4）

同時に複数の物件を申込みされる場合で、上記1(1)の販売品目の条件が同じ場合は1部で結構ですが、販売品目の条件が異なる場合は、該当物件ごとに必要です。

- g 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））  
提出日から3か月以内に発行されたものに限ります（コピー可）。
- h 役員調書（法人の場合のみ）（様式5）
- i 市税納税証明書（宮津市税の滞納がないことの証明書）  
提出日から3か月以内に発行されたものに限ります（コピー可）。

## 5 入札日時、場所及び持参するもの

- (1) 入札日時 平成24年6月22日（金）午前10時30分
- (2) 入札場所 宮津市役所第2会議室（本館南棟1階）
- (3) 持参するもの

## 入札書

入札申込書の写し（宮津市財務室受付印のあるもの）

印鑑 個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

委任状（代理人が入札する場合のみ）

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。

入札申込者本人の印鑑登録証明書（本入札日前3か月以内に発行されたもの）を添付すること。

筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

## 6 入札の方法

- (1) 入札は、指定の日時に入札会場において入札の受付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行います。
- (2) 入札の受付は、午前9時から午前10時までとします。
- (3) 入札会場に入室できる者は、2名までとします。
- (4) 入札書は、宮津市の入札書（様式6）を使用させていただきます。
- (5) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印してください。
- (6) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入してください。
- (7) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。
- (8) 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。入札箱に投入する前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けてください。（特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効となります。）
- (9) 入札書は、定形封筒に封入して封印し、係員の指示により入札箱に投入してください。

## 7 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

## 8 設置事業者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宮津市の定めた最低年額使用料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を設置事業者とします。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより設置事業者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができません。

## 9 入札結果の公表

開札の結果、設置事業者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとする。

10 入札の変更等

- (1) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。
- (3) 入札書の無効  
次のいずれかに該当する場合は、無効とします。
  - ア 最低年額使用料を下回るもの
  - イ 入札参加資格がない者が入札したもの
  - ウ 指定の期間内に提出しなかったもの
  - エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの
  - オ 申込物件チェックリストにチェックのなかった物件に入札したもの(その入札物件のみ無効)
  - カ 入札書の訂正をしたもの
  - キ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
  - ク その他入札に関する条件に違反したもの

11 入札の中止・延期

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

12 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

13 問い合わせ

宮津市財務室管財契約係(本館3階)

電 話 : 0772-45-1612 (直通)

F A X : 0772-25-1691

設置を希望する物件を確認の上、上記1の表の各担当部署までお問い合わせください。

\* \* \*

宮津市公告第25号

平成23年度中山間地域等直接支払制度の実施状況については、次のとおりである。

平成24年6月29日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 対象農用地の基準別面積及び交付額

区 分	急傾斜農用地	緩傾斜農用地		合計
	勾配が20分の1以上の田	勾配が100分の1以上20分の1未満の田	勾配が8度以上15度未満の畑	
農用地面積 (㎡)	1,655,266	1,367,555	13,117	3,035,938
内小規模・高齢化集落支援加算	31,423		9,230	40,653
内法人設立加算				
交付額 (円)	34,325,612	10,801,716	60,973	45,188,301
内小規模・高齢化集落支援加算	141,403		16,614	158,017
内法人設立加算				

2 集落協定締結数、各集落への交付額、集落協定の概要

集落協定締結数 36 (個別協定 0)

集落名	交付額 (円)	集落協定の概要	
		農業生産活動等として取り組むべき事項 (8割単価)	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 (通常単価)
		農用地等管理	多面的機能を増進する活動

前田組合	153,585	農用地 集落協定 参加者が協 定内容に従 って管理す る。  水路・農道 協定参加 者全員で泥 上げ、草刈り を行う。 集落申し 合わせ事項 により定期 的な除草等 の作業を行 う。	周辺林地の下草刈り	
由良東部農地管理 協議会	1,520,936		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
中津	526,340		景観作物の作付け	
田井	486,402		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
矢原・脇の浜	1,937,906		景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
獅子	840,322		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
中の茶屋圃場管理 組合	390,430		周辺林地の下草刈り	
小田4区	895,062		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
小田金山	1,093,093		周辺林地の下草刈り	協定農用地の拡大、機 械農作業の共同化、高 付加価値型農業の実践、 集団的かつ持続可能 な体制整備
七区営農組合	1,611,939		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、そ の他	集団的かつ持続可能 な体制整備
今福	1,730,741		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、そ の他	集団的かつ持続可能 な体制整備
吉津	1,988,329		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
日置	2,688,700		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、ピ オト - プの確保、緑肥 作物の作付け	協定農用地の拡大、認 定農業者の育成、集団 的かつ持続可能な体 制整備
畑	833,028		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
松尾・東野	2,940,455		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
田原	3,002,178		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
大島	912,922		周辺林地の下草刈り、ピ オト - プの確保	集団的かつ持続可能 な体制整備
外垣・岩ヶ鼻	910,376		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
里波見	1,018,220		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
奥波見	1,795,647		周辺林地の下草刈り、 粗放的畜産	

奥の向・釜土	1,447,782	周辺林地の下草刈り、体験農園の開設・運営、ピオト - プの確保	機械・農作業の共同化、担い手への農作業の委託、集团的かつ持続可能な体制整備
井光寺・下川原	763,893	周辺林地の下草刈り、ピオト - プの確保	集团的かつ持続可能な体制整備
上世屋	921,511	周辺林地の下草刈り、棚田オーナー制度の実施	集团的かつ持続可能な体制整備
厚垣・落山・藪田	2,394,737	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
小田二区	1,088,823	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
柿ヶ成	680,022	周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け	集团的かつ持続可能な体制整備
中波見	1,883,889	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
新宮	2,886,826	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
小寺	398,929	景観作物の作付け	集团的かつ持続可能な体制整備
小田宿野営農組合	655,334	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
山中	1,502,382	周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け	集团的かつ持続可能な体制整備
梅ヶ谷	1,252,818	景観作物の作付け、堆きゅう肥の施肥	集团的かつ持続可能な体制整備
上栗田	563,728	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
安寿の郷石浦	384,880	景観作物の作付け	認定農業者の育成、担い手への農地集積、集团的かつ持続可能な体制整備
国分	569,944	周辺林地の下草刈り	新規就農者の確保、認定農業者の育成、多様な担い手の確保、集团的かつ持続可能な体制整備
皆原・惣	516,192	周辺林地の下草刈り	集团的かつ持続可能な体制整備
合計	45,188,301		

3 農業生産活動等の実施状況

それぞれの集落において、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等、多面的機能を増進する活動に取り組んだ。

(平成23年9月12日から9月30日の現地調査により、該当する全ての農用地において、耕作また

は管理されていることを確認)

4 農業生産活動等の体制整備の実施状況

由良東部農地管理協議会集落協定他31集落協定において、集団的かつ持続可能な体制整備等に取り組んだ。

## 水道企業

〈規程〉

宮津市水道事業管理規程第2号

宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月25日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程

宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号及び第7条第2項第1号中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

附則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

## 教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第12号

平成24年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月18日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

1 日時 平成24年6月27日(水)午前10時

2 場所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第9号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の施行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年6月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 4 4 人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第10号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年6月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

5 , 7 2 2 人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第11号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成24年6月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2 , 8 6 1 人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第12号

漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、次のとおり京都海区漁業調整委員会委員選挙における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年6月4日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

指定投票区	指定関係投票区
第 1 投票区	第 2 投票区、第 3 投票区、第 4 投票区、第 5 投票区 第 6 投票区、第 7 投票区、第 8 投票区、第 9 投票区

## 農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年6月4日

宮津市農業委員会  
会長 小 嶋 保 徳

- 1 日 時 平成24年6月13日（水） 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議第11号 農地法第5条の許可申請に係る意見について